

長野県総合計画審議会
会長 山沢 清人 殿
事務局 御中

2011 年 11 月 29 日
審議会委員 諸富 徹

追加意見

再生可能エネルギーと長野県の地域発展について

長野県総合計画審議会ではいつもお世話になっております。去る 11 月 21 日(月)に開催されました第 4 回審議会では、「資料 2-1 時代の潮流と課題」、「資料 2-2 長野県の特長」に基づいて議論がなされました。その中で、時間的制約から十分に述べる事ができませんでした再生可能エネルギーの普及促進と、その長野県における地域発展に果たす重要性について、追加意見を述べさせて頂きたく、ここに改めて書面にて提出させて頂く次第です。

なお、この追加意見を提出して頂く過程においては、私が別途、委員として議論に参画しております飯田市における取り組み状況を念頭に、飯田市地球温暖化対策課の意見も踏まえて作成させて頂いております点、あらかじめご了承頂ければ幸いです。

1. 再生可能エネルギーの普及促進と、それを地域再生につなげることの重要性

1.1. 現状認識

「資料 2-1」の「3 自然とのかかわりの再認識」では、震災を契機にエネルギー問題への関心が高まり、自然エネルギーの利用拡大や省エネへの関心が高まっていることが指摘されています。これを受けて「資料 2-2」の「1 自然や文化などの地域色の豊かさ」では、長野県には自然を生かしたエネルギー資源が豊富に存在し、特に太陽光・太陽熱の利用に適した地域が多いとの指摘がなされています。この現状認識についてはまったくその通りかと思われまます。

1.2. 21 世紀の長野県のあり方

以上のような現状認識と長野県の特長を考える場合、化石燃料の大量消費を軸とした 20 世紀型のエネルギー社会から、省エネと、分散型で効率的なエネルギー利用に立脚した 21 世紀型の「持続可能なエネルギー社会」への移行を、長野県が率先して進めるという理念を計画で掲げてはどうかと思います。その中で、長野県はその特長を利用して再エネの利用拡大を図りつつ、一方でこれまた長野県の産業特性(「資料 2-2 『4 旺盛な企業精神』」)を生かし、それを長野県産業のさらなる発展につなげていく道筋をつけるべきだと考えます。

他方で、再エネは本質的に地域分散型です。したがって、長野県各地でバイオマス、太陽光・太陽熱、小水力・地熱等の様々な取り組みが叢生すべきであり、また、そうなるよう県としても促すべきではないかと考えます。そして、再生可能エネルギー固定価格買取制度の下で、各地域が再エネによる発電事業に取り組み、それによって売電収入を稼ぎ、それを再投資して地域をよくするよ

うな事業スキームが構築されることが望ましいと思います。こうして、再エネの普及促進は、たんに低炭素化や原発代替というエネルギー政策上の問題解決に寄与するだけでなく、長野県の産業の発展、そして雇用の増加、さらに、長野県各地の地域再生につながるという視点が重要だと思いません。

2. 制度、組織、人的資本、社会関係資本の重要性

2.1. 人的資本と教育

上述のような社会の転換や移行を促すためには、たんにインフラを整備するだけでなく、発電事業を遂行するための人材を育て、集積させ、人々をつなぎ(ネットワーク)、それを「社会関係資本」として蓄積していく必要があります。そのためには、学校教育はもちろんのこと、社会に出てからも人材の能力を開発し、時代のすばやい変化につれて必要となる知識を柔軟に獲得、活用していけるよう恒常的に教育・訓練していく組織・場が必要になります。

2.2. 組織・制度とその支援のための環境整備

そして、かつてのように補助金を当てにしたリスクフリーの事業ではなく、自らリスクを取り、将来的な収益性を見極めながら発電事業を立ち上げ、それを継続的なものとしていく努力が県民・県内企業にも求められます。そのためにどのような事業組織を構築することがもっともふさわしいのか、また、そのような事業構築・事業継続を可能にする制度的基盤とは何かという点について、既に飯田市においても検討が始まっていますが、県においても深く考察し、既存の法体系や条例、規制等を再検討し、必要な場合は見直しをすべきだと思われま。

2.3. 長野県独自の付加価値を生み出せる質の高い社会・市場へ

以上の点を、分かりやすい言葉で表現すれば、「ハード(物質的)中心主義」から「ソフト(非物質的)中心主義」ということになりませんが、今後重要になるのは、上述のような「非物質的要素」に投資することで、人的資本や社会関係資本を蓄積し、21世紀に環境的、経済的、社会的に持続可能な発展を達成することです。これが可能になれば、おそらく21世紀の長野県は、独自の付加価値を生み出せる質の高い社会・市場を構築できるはずで。このような理念を、計画の基本理念として頂きたいと思ひます。

3. 県と市町村の関係の再構築

3.1. 県の新しい役割～「補完性原理」に立脚して～

再エネが地域に固着的なものだとすれば、それを活用し、事業として推進を図っていく上で第一義的な責任を持つのは市町村になると考えられます。県はこれに対して、積極的で先進的な市町村の背中を押しながら、その支援のための制度的・政策的枠組の整備を図っていくべきだと考えます。そして、先進的な自治体で生じた問題や障害を取り除くには何が必要か、その問題点と課題を抽出し、その解決策を提示することで、他の自治体が取り組みやすいよう環境を整備することが、県の非常に重要な役割になると思われま。

さらに、自治体を中心とする様々な主体(経済団体、企業、教育機関、住民組織等)が加わって地域の将来像を描き、利害調整を図る場(「協議会?」)を創設し、ファシリテーターとしての役割を

果たすのも、県として重要な役割だと思われます。そして、各地域で蓄積された知見を集積させ、交流させ、よりよい事業形態を進展させていく媒介項となることも県が担うべき新しい機能ではないでしょうか。

3.2 . 再エネ発電事業の水平展開と県の規制改革

再エネが賦存する場所は、国土保全上、県が規制をかけている領域になっています。河川の管理・保安林指定等、市町村が再エネ発電事業を実現させていく上で障害となる規制が複数存在します。逆にいえば、県は再エネ発電事業の推進という観点からみて、既存の規制うまく組み替えれば、非常に強力な後押しになるということです。したがって規制を緩和すべきだとすれば、何をどのように緩和すればよいのか、また、緩和を行なうための条件は何か、といった諸点を検討し、必要な規制改革が実施されるべきではないかと考えます。

国のレベルでは既に、震災直後から同様な観点から、規制緩和が進行しています。こうした新しい観点から、規制を見直し、その再構築を図って地域が再エネを活用した事業を行ないやすいよう環境を整える県の主体的役割、責務を、計画上位置づけていくことも必要ではないかと思われます。

3.3 . 資金調達問題とリスクコントロール支援

各地域で民間企業と市町村が主体となって再エネ発電事業を展開していくとき、これまでのように補助金に頼らない新しい資金調達の方法が生まれていくと考えられます。その萌芽は、既に飯田市においてみられますが、地域信用金庫、信用組合、農協など地域金融機関を組み込んだ新しい資金調達メカニズムを構築し、事業リスクをコントロールしながらその継続性を保障していくことがいままでもよりも何倍にも重要になります。ただ、公益的な事業を賄う資金調達方法が、公的資金から民間資金にシフトする転換期においては、リスクを軽減する公的支援が必要な場合もあります。民間資金を公共的な枠組の下で活用し、公益的領域での県内投資をいっそう活発化させるための支援スキームについて、何らかの形で計画に反映できれば、なお素晴らしいと思います。

4 . 「世界の中での長野県」という視点を！

最後に、次期計画の実施時期には、TPP や東アジア FTA などでの進展が予想されます。したがって、これまでは主として「日本における長野県の位置づけ」を考えながら議論がなされてきたと思われますが、今回は、「世界的潮流の中で長野県はどのような位置取りをしていくのか」という点について、戦略を練るよい機会にする必要があると思われます。

一般に、グローバル化が進展すると競争が激しくなり、弱肉強食の世界になっていくと考えられます。しかし、人的資本、社会関係資本に投資し、その厚みに立脚する質の高い社会・市場が構築されていれば、長野県は単純で同質的な価格競争に巻き込まれずにすみ、継続的に高い付加価値を生み出していくことが可能になります。それがとりもなおさず、長野県が国際社会で生きていく途にもなります。

国際社会を視野に入れるということは、中央集権的な日本の社会構造がいよいよ限界に来ることを認識し、よりボトムアップ型の社会構築を目指していくことを迫られるということでもあります。グローバル化の荒波に対して長野県が強靱さを保つには、この地域の多様性を生かしたボトムアップ型の、足腰の強い社会を構築していくことが必要だと思われます。その観点から、中央と地方の

関係、そして、県と市町村の関係、さらに地方政府と住民の関係(公民館や自治会等の地域自治の重要性)を、ボトムアップ型社会の構築という観点から今一度整理し、住民、県民自らが責任を持って地域づくりに参加する視点を計画で強調していくことも重要だと考えます。